



令和元年5月22日
福島地方気象台

福島県の洪水警報・注意報の暫定基準の変更について

新地町、相馬市、檜葉町及びいわき市の洪水警報・注意報の発表基準を、令和元年5月29日（水）13時から通常基準に戻します。

新地町、相馬市、檜葉町及びいわき市では、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波による堤防施設等の被害により、洪水警報・注意報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

今般、堤防施設等の復旧状況や、降水と災害の関連を調査したところ、通常の発表基準未満での災害の発生が無かったことから、新地町、相馬市、檜葉町及びいわき市の洪水警報・注意報の発表基準を通常基準に戻すこととしました。

適用の日時：令和元年5月29日（水）13時

別紙：「暫定基準を運用している市町村等」

発表基準は、5月29日13時以降に、以下の気象庁ホームページにてご確認ください。

https://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/known/ki_jun/fukushima.html

問合せ先：福島地方気象台 担当 高橋（防災気象官）
電話 024-534-0321 FAX 024-534-0383

(別 紙)

暫定基準を運用している市町村等

府県 予報区	市町村等を まとめた地域	暫定基準を運用している市町村等	
		現行	変更後
福島県	浜通り北部	新地町 ※	—
		相馬市 ※	—
		南相馬市	南相馬市
	浜通り中部	浪江町	浪江町
		双葉町	双葉町
		大熊町	大熊町
		富岡町	富岡町
		檜葉町 ※	—
	浜通り南部	いわき市 ※	—

※通常基準に戻す市町